

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

携帯電話代の一括支給

Q 当社は従業員の携帯電話を顧客との連絡等、会社の業務として使用させることがあり、そのため、一律に月額5000円を支給しています。実際に実費を調べたところ、1人当たり平均は6000円程度でしたが、全額損金に算入できますでしょうか？

解説

貴社が支払う通信費については、実費精算ではなく、従業員への渡しきりであるため、**従業員に対する給与**となりますので、**通信費として損金算入はできません**。

1. 債務の確定の判定

損金の額に算入される販売費等の償却費以外の費用でその事業年度までに債務が確定しているものとは、次にかかげる要件のすべてに該当するものとされています。

- 1) その事業年度終了の日までにその費用に掛かる**債務が成立していること**。
- 2) その事業年度終了の日までにその債務に基づいて**具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること**。
- 3) その事業年度終了の日までに**その金額を合理的に算定することができるものであること**。

2. 上記1の検討及び結論

1) 債務の成立および給付原因の発生

従業員への支払債務及び給付義務はありますが、**通信費としての債務は成立していません**。

2) 金額の算定

通信費の計上は見越し計上であり、**通信費としての金額は不明です**。

→以上から通信費としての損金算入はできず、従業員に対する給与になると思われます。

3. 通信費として処理するためには・・・

通信費として処理するためには、**支払った明細が必要**です。仮払いの旅費交通費と同様に、概算払いの後に精算手続きをしなければなりません。

要するに…

従業員に対する通信費、交際費、会議費、食事手当など、一定額を従業員に一律に支給するケースはよく見られます。基本的に実費精算でないと、給与として課税されてしまいますので注意しましょう。